

技術者倫理シリーズ(3)

技術士倫理要綱に学ぶ

(社)日本技術士会東北支部倫理研究会
小野寺 文昭

このレポートは、(社)日本技術士会制定の「技術士倫理要綱」の条文とその条文の意図することの理解を目的に、倫理研究会での検討内容をまとめたものである。平成16年晩秋、私たち研究会では、身近に起こっている技術問題事例の事実関係を作文し、問題点は何か、倫理規定条項との考察、倫理的問題としての結果判断、あるいは事例における技術者としての考えるべきことは何かとすることを検討していた。この事例研究の参考条項としては、「技術士倫理要綱」を使用している。私たちは、事例研究の中でも、度々「技術士倫理要綱」の条文解釈をめぐって、その解釈に戸惑いを感じていた。わが国には、「十人十色」の諺があるように、人それぞれに、条文解釈に異なる意見がある。会員の皆さんが「技術者倫理」に関する事象に遭遇し、本倫理要綱に照らし考えた時、私たちと同じような思いを持つに違いないと考えて、倫理要綱条文の解説(?)をつけることを試みることにした。その解釈文は、翌年のH17年2月例会から作成に取り掛かり、同年9月の例会まで、毎月検討作業に取り組み、そして出来上がったのが以下のような内容である。

この解釈には、哲学や倫理の分野を学んだことも、この条文作成に参加したことのないメンバーが会しての意見を集約しただけであるので、これを一読された皆さん方も、さまざまな意見や感想等をお持ちになるだろうと思う。その時には忌憚のないご意見を支部倫理研究会宛に賜れば幸甚であると考えているので、ご協力の程お願いする。

技術士は、公衆の安全、健康及び福利の最優先を念頭に置き、その使命、社会的地位および職責を自覚し、日頃から専門技術の研鑽に励み、つねに中立・公正を心掛け、選ばれた専門技術者としての自負を持ち、本要綱の実践に努め行動する。

[品位の保持]

1. 技術士は、つねに品位の保持に努め、強い責任感を持って、職務完遂を期する。

品位とは、「人から、しな、品格(しなから、人から、気品、人格)」を意味することからも、人の人格的なものを意味していると解釈することができる。従って、品位の保持とは、技術士としての「人から、気品、人格」という面でも、優れた人物像を維持するための規定になっている。

- ① 技術士法第44条には、「信用失墜行為の禁止」を規定している。品位を損なう行為とは、即ち、信用の失墜する行為のことである。その行為は、個人及び技術士全体の信用にかかわる失墜行為に発展することにもなる。
- ② 品位は、倫理的な行動を遵守し、義務と責任を抱くことで保持される。
- ③ 自己の言動については、責任を持つ必要がある。
- ④ 約束を破る行為は、品位に劣ることである。
- ⑤ 己の義務を忘れる行為は、品位に劣ることである。
- ⑥ 責任のない行為は、品位に劣ることである。
- ⑦ 他人を卑下する人は、品位に劣ることである。

[専門技術の権威]

2. 技術士は、つねに専門技術の向上に努め、技術的良心に基づいて行動する。また、自己の専門外の業務あるいは確信のない業務にはたずさわらない。

専門技術とは、技術士としての称号を得た部門に関する知識・応用能力のことを意味する。また、専門技術の向上とは、その技術に関する分野の知識、情報を常に会得することを意味する。技術士は、称号を得ていない部門や、専門外の分野、確信のない分野について、その称号を使用しての業務を行わない。

- ① 技術士法第47条の2「技術士の資質向上の責務」には、「常に、その業務に関して 有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上

を図るように努めなければならない」と規定している。

- ② 技術的良心とは、専門技術の立場から道徳的価値を自覚し、わきまえ、弁別することである。
- ③ 技術は、日進月歩である。その進歩を想定し、技術士は、常に専門分野における情報に着目し、自己の技術力を研鑽するように努めなければならない。
- ④ 技術士は、専門誌、一般的ニュースに注目し、社会の動向と自己の専門技術に関する動向、関連性について考えることが大切である。
- ⑤ 技術士は、専門外の業務あるいは確信のない業務について、携わらないようにする。

[中立公正の堅持]

3. 技術士は、その業務を行うについて、中立公正を堅持する。

技術士は、常に中立公正な立場を堅持し、第三者の観点から見ても批判されないようにしなければならない。

- ① 技術士は、業務において、公衆の安全、健康及び福利の最優先を念頭に置き、その使命、社会的地位及び職務を自覚し、常に中立・公正に心掛け、選ばれた専門技術者として実践に努める。
- ② 技術士は、業務を実施する上において、中庸の立場で物ごとを考え、判断する。
- ③ 中庸の立場とは、公共性を念頭においた客観的な見方で、物ごとを判断する能力のことである。そのためは、自然界、あるいは人間社会におけるバランス感覚を養うことが要求される。
- ④ 自然界、あるいは人間社会におけるバランス感覚とは、日常の世の中の動向を見極め、自己の業務との関連性を分析し、その妥当性を追求することである。

[業務の報酬]

4. 技術士は、その業務に対する報酬以外に、利害関係のある第三者から不当な手数料、贈与、その他これらに類するものを受け取らない。

技術士が受けとる報酬には、正当な理由のあるもので、利害関係を有する第三者からの不当な手数料、贈与、その他これらに類するものを受け取らないと規定している。

- ① 業務の報酬とは、自己の手がけた業務に対する報

酬のことである。

- ② 正当な報酬とは、その業務において契約されている範疇での報酬のことである。
- ③ 報酬は、契約書に基づいて受け取るものである。契約書では、源泉徴収、消費税等の有無も明確化する。
- ④ 業務契約以外の報酬・贈与は、受け取ってはならない。
- ⑤ 人間の欲望には、利害が関係する行為がみられる。利害関係にある立場の人から不当な手数料、贈与、その他これらに類するものが提供された時には、中立公正の立場が損なわれることになると考えて拒否する。

[明確な契約]

5. 技術士は、業務を受けるに当たり事前に相手方へ自己の立場、業務の範囲などを明確に表明して契約を締結し、当該業務遂行上両者間で紛争が生じないように努める。

技術士は、業務を受けるに当たり、契約先に対して前もって自己の立場、業務の範囲などを明確にして契約を締結しなければならない。そして、業務を遂行するに当たり、契約内容についての疑義や倫理的に反する点が生じた場合には、それ等の事項を明確にして、契約内容の変更を行わなければならない。

- ① 技術士は、自分の専門技術分野を明確に提示し、契約内容、業務の範囲等を確認した上で契約する。
- ② 技術士は、契約内容では、自分の専門技術分野であること、責任と義務を明確にし、トラブルが発生しないようにしておくこと等、相互で確認する。
- ③ 契約は、両者の合意によって締結されるものである。その合意内容は、法的なものであることは勿論のこと、倫理的にも適合するものでなければならない。
- ④ 技術士は、契約後、業務を履行する上において、契約内容に疑義が生じ、契約内容の変更が必要であると考えた時、誠意を持って、その契約内容の変更について協議する。
- ⑤ 技術士は、契約内容については、常に公衆の安全、健康、福祉、及び自然環境保全に努め、これに反する行為は行わない。

〔秘密の保持〕

6. 技術士は、つねにその業務にかかる正当な利益を擁護する立場を堅持し、業務上知り得た秘密を他に漏らしたり、または盗用しない。

技術士法45条「技術士等の秘密保持義務」には、「正当の理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなった後においても、同様とする」と規定されており、民法上でも、同様な規定が設けられている。

- ① ここで言う情報とは業務上の活動で入手した知識・事柄を指す。正当な理由とは公共の利益を最優先する考え方で、契約者の利益は次に位置する。
- ② プライバシーに関する情報は、遵守する。
- ③ 情報は、常に拡散されるものであると考えて、業務外のところでは情報上の話は避ける。
- ④ 技術士は、その業務において利害関係者に情報を求めること、漏らすことは、秘密保持義務違反になる。

〔公正、自由な競争〕

7. 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。

技術士は、常にフェアな精神で、競争性が常に維持されるように努めなければならない。

- ① 法律上、社会通念上に反する行為は、避けなければならない。
- ② 技術士は、情報操作などにより相手を不利に陥れない。

〔相互の信頼〕

8. 技術士は、相互に信頼し合い、相手の立場を尊重し、いやしくも他の技術士の名誉を傷つけ、あるいは業務を妨げるようなことはしない。

技術士同志の信頼や、立場の尊重は、相互の信頼を得るためのコミュニケーションを高めることによつて得られる。いやしくも、他の技術士の名誉を傷つけたり、あるいは業務を妨げるような行為は、お互いの信頼感の喪失や、相手を尊重しないことになる。

- ① 技術士は、相互の信頼感を助成するために、個人・組織・関連団体等で接触し、日頃から相互間の思想・行動に対する理解を深めるようにする。
- ② 専門外の業務、あるいは確信のない業務についての協力要請があつた時には、極力専門技術士の

紹介をはじめ、技術士の社会的信頼度を向上させることを考えて行動する。

- ③ 技術士は、「報告・連絡・相談」（ほう・れん・そう）に努め、お互いの意志疎通を図ると共に、技術士全体の組織力を向上させるように努める。
- ④ 技術士は、説明責任を念頭に、相互の理解を高めるように努める。
- ⑤ 技術士は、国際的に通用するような倫理観を育成しておくようにする。

〔広告の制限〕

9. 技術士は、自己の専門範囲以外にわたる事項を表示したり、誇大な広告はしない。

技術士は、自分の専門範囲以外の事項を表示したり、誇大な広告・宣伝を施さないようにする。このためには、次のような点に配慮する。

- ① この制限は、自己の専門範囲に関するPRを制限するものではない。ただ、自分の専門外分野に関するPRについては、避けるべきである。
- ② 技術士は、自分の経験や業績をはじめ、相互の意見交換の場を構築する。

〔他の専門家等との協力〕

10. 技術士は、その業務に役立つときは、進んで他の専門家、あるいは特殊技術者と協力することに努める。

技術士は、その業務を遂行する上において、利用できる情報を活用するために、他の専門家の意見や、公衆（消費者）等の意見を進んで拝聴し、応用するように努めなければならない。

- ① 技術士は、一住民としての立場で、公衆（消費者、第三者機関等）等の意見を仰ぎ、業務に反映させる。
- ② 技術士は、公衆の安全、健康、福祉を常に考え、特殊技術者や消費者等の意見を参考にする。
- ③ 技術士は、常に、他の専門技術者等の意見を仰ぎ、俯瞰的な技術判断を下すように努める。

（注1） H11.3.9 本部改定

（注2） H17.9.26 解説文挿入する。

（注3） 本要綱解説文の原案は、江平英雄技術士に因る。

（注4） 本要綱解説文原案改訂作業の参加メンバー10名は以下のとおり、

土生 乱平、芳賀 宏、渡邊 嘉男、
江平 英雄、大森 信夫、志村 誠二、
本田 忠明、芝山 正登、齋藤 浩、
小野寺文昭、（敬称略：順不同）

以上